

鈴鹿医療科学大学社会連携研究センター運営委員会内規

(趣旨)

第1条 この内規は、鈴鹿医療科学大学社会連携研究センター（以下「センター」という。）
規程第7条に基づき、鈴鹿医療科学大学社会連携研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関して、必要な事項を定めるものである。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの業務に関すること。
- (2) その他センターの目的を達成するために必要なこと。

(委員会)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 各学科・専攻から推薦された教員1名
- (3) 大学事務局 研究振興課長
- (4) その他センター長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が事情により職務を遂行できない場合は、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。ただし、副センター長を置く場合は、副センター長がその職務を代行する。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、過半数の委員の出席によって開催できる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 センター長が必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、大学事務局 研究振興課が行う。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は、大学協議会の議を経て行うこととする。

附則

この内規は、平成27年5月19日から施行する。

附則

この内規は、令和6年1月23日に改正し、令和6年4月1日から施行する。